

第 7 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年3月13日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年3月13日(月曜日)

午前9時59分開議

午後0時36分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 平成29年度熊本県一般会計予算

議案第35号 平成29年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第52号 平成29年度熊本県病院事業会計予算

議案第60号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第61号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 権利の放棄について

議案第77号 権利の放棄について

請第23号 精神障がい者の交通運賃割引について国への意見書提出を求める請願

委員会提出議案 精神障がい者への交通運賃割引の適用を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

その他

(1) 報告事項

①熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について

②熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書(案)について

③熊本県地域医療構想の策定について

④国保制度改革の概要と改革の方向性について

(2) 平成28年度 厚生常任委員会における取り組みの成果(案)について

出席委員(7人)

委員長 浦田 祐三子

副委員長 増永 慎一郎

委員 岩下 栄一

委員 藤川 隆夫

委員 池田 和貴

委員 濱田 大造

委員 岩本 浩治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古閑 陽一

政策審議監 渡辺 克淑

医監 迫田 芳生

長寿社会局長 本田 充郎

子ども・障がい福祉局長 松永 寿

健康局長 立川 優

健康福祉政策課長 野尾 晴一郎

健康危機管理課長 岡崎 光治

高齢者支援課長 谷口 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 松尾 俊司

社会福祉課長 吉田 雄治

子ども未来課長 奥 山 晃 正
子ども家庭福祉課長 富 永 章 子
障がい者支援課長 井 上 康 男
医療政策課長 松 岡 正 之
国保・高齢者医療課長 高 水 真守生
健康づくり推進課長 坂 本 弘 一
薬務衛生課長 大 川 正 晃
病院局
病院事業管理者 永 井 正 幸
総務経営課長 清 原 一 彦

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝
政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前9時59分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。
ただいまから第7回厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、今回付託された請第23号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第23号についての説明者を入室させてください。

（請第23号の説明者入室）

○浦田祐三子委員長 おはようございます。
説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第23号の説明者趣旨説明）

○浦田祐三子委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りをください。

（請第23号の説明者退室）

○浦田祐三子委員長 次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 着座にて失礼いたします。

健康福祉部関係議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例等関係6議案でございます。

まず、第33号議案平成29年度熊本県一般会計予算につきましては、震災対応分の223億3,000万円余を含む総額1,698億1,000万円余の予算をお願いしております。

主な内容につきまして御説明をいたします。

初めに、熊本地震への対応につきましては、地域支え合いセンターの訪問活動等を通して、被災者の生活や住まいの再建に向けたきめ細かな支援を行ってまいります。

あわせて、心の問題を抱える被災者につきましては、熊本こころのケアセンターによる訪問支援等を実施してまいります。

また、県内の災害ボランティア団体のネットワーク強化やスキルアップ等を支援し、災害に備えた体制の強化を図ります。

次に、結婚、妊娠出産、子育て支援につきましては、共働き家庭等からのニーズに応えるため、放課後児童クラブの開所時間の延長につながる支援を強化してまいります。

また、結婚を希望する人を応援するための仕組みを新たにつくり、市町村とともに取り組んでまいります。

このほか、熊本市と共同で子供の貧困に関

する実態調査を行うなど、くまもと子ども・子育てプランに掲げます子供の貧困対策を効果的に推進していくこととしております。

次に、高齢者への支援につきましては、高齢者が身近な地域で安心して自立した生活ができるよう、医療・介護人材の育成など、自立支援型のケアマネジメントの充実に取り組むこととしております。

また、介護を要する高齢者の増加に対応するため、地域密着型特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備や、介護現場の負担軽減を図る介護アシスタントの導入など、介護の担い手の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、障害者への支援につきましては、熊本地震での課題を踏まえまして、タブレット等を活用した遠隔手話通訳サービスの導入や、在宅就業支援体制の構築に取り組んでまいります。

次に、保健、医療の推進につきましては、県民の健康寿命の延伸に向けた取り組みをさらに推進するため、企業や団体と連携して、県民総参加の健康づくりに引き続き取り組んでまいります。

また、今月末に策定予定の地域医療構想の推進に当たり、10の構想区域に地域医療構想調整会議を設置し、地域の課題や取り組みの方向性を協議してまいります。

このほか、大規模災害に備え、モバイルファーマシー、医薬品供給車両の整備にも新たにに取り組んでまいります。

このほか、屠畜検査のバイオセキュリティ機能の強化や食肉の海外輸出を促進するため、食肉衛生検査所の建てかえに着手いたします。

また、平成30年度からの国民健康保険財政の安定化を図るために、予期せぬ保険給付の増加等に備えて設置する基金への積み増しを行います。

続きまして、第35号議案平成29年度熊本県

母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、母子家庭等を対象とした修学資金等の貸付金として1億100万円余を計上いたしております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成29年度の予算総額は1,699億1,000万円余となり、骨格予算として編成した平成28年度当初予算と比較しますと、震災対応分の影響もあり、金額にして266億4,000万円余の増額、率にしまして約18.6%の増となっております。

次に、条例等関係につきましては、第60号議案の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、外、条例関係3議案と権利放棄について2議案を提案しております。

このほか、熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定についてほか3件について御報告をさせていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会説明資料、予算及び条例等関係の2ページをお願いします。

今回は、新規事業と金額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

また、説明資料の中で、前年度(B)は平成28年当初予算、骨格予算の金額となっておりますことを申し添えます。

社会福祉総務費をお願いします。15億4,200万円余を計上しております。前年度に比べまして8億4,100万円余の増額となっております。その主な要因は、震災対応とし

て、地域支え合いセンター運営支援事業で約6億2,700万円余、他都道府県からの派遣職員人件費負担金で4,200万円余を平成29年度当初予算に計上したものである。

それでは、主な事業について説明いたします。

説明欄をお願いします。

説明欄1の職員給与費につきましては、定年退職予定者を除く平成29年1月1日時点での職員数とその給与額をもとに積算いたしております。職員給与費につきましては、以下、各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

次に、説明欄2の民生委員費については、熊本市を除く県内の民生委員、児童委員の日常活動に係る費用弁償の経費等でございます。

説明欄3の社会福祉協議会助成費のうち、(1)県社協活動助成費は、熊本県社会福祉協議会の地域福祉活動に要する運営費助成、(3)日常生活自立支援事業は、高齢者等判断能力が十分ではない方の福祉サービスの利用援助等を実施する県社協に対する助成でございます。

次に、3ページをお願いします。

説明欄4の地域福祉振興費のうち、(4)地域福祉総合支援事業は、地域ふれあいホームの消防用設備の整備に要する経費の助成、(6)災害ボランティア団体育成事業は、熊本地震の検証結果を踏まえ、災害ボランティア団体のネットワーク強化等に要する経費として、平成29年度から新たに助成を行うものです。

4ページをお願いいたします。

説明欄5の社会福祉諸費のうち、(1)県総合福祉センター管理費は、県総合福祉センターの管理運営に要する経費でございます。

(2)福祉人材センター運営事業は、県社協内に設置し、福祉関係の無料職業紹介等を行う福祉人材センターの運営に要する経費でござ

います。

(4)福祉人材緊急確保事業は、福祉分野の人材不足への対応として、福祉人材の参入促進、マッチング機能強化に要する経費でございます。

5ページをお願いします。

最下段の(9)地域支え合いセンター運営支援事業は、熊本地震被災者の日常生活を支え、早期の生活再建と自立を支援するために、市町村が設置、運営する地域支え合いセンターの活動に要する経費の助成などを行うものです。

6ページをお願いします。

(10)熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金は、各県から派遣をいただいている職員5名分の人件費でございます。

次に、6、福祉総合相談所費は、福祉総合相談所の運営に関する経費でございます。

7ページをお願いいたします。

災害救助費でございます。213億400万円余を計上しております。前年度に比べ、212億9,000万円余の増額となり、主な要因としては、震災対応として災害救助事業を実施するものです。

説明欄をお願いします。

説明欄の2、災害救助対策費のうち、(1)災害救助事業は、熊本地震の被災者に対して行う災害救助法に基づく救助に係る費用をお願いしております。主な経費としては、みなし仮設住宅の賃借料等の経費でございます。

3の災害弔慰金・見舞金につきましては、熊本地震の被災者に対する災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する市町村への負担金でございます。

最下段の災害援護資金貸付金をお願いいたします。5,200万円余を計上しております。当貸付金につきましては、熊本地震の被災者に対して災害援護資金の貸し付けを行う市町村に対し、国及び県が負担する貸付原資を拠出するものであり、前年度当初予算には全く

計上のない予算でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。8,500万円余を計上しております。前年度に比べ、2,000万円余の減額となっております。主な要因は、衛生総合情報システムの改修費の自然減、人件費の減でございます。

説明欄をお願いいたします。

説明欄4の保健医療推進対策費のうち、(1)衛生総合情報システム運営費は、衛生総合情報システムの運営及びマイナンバー制度導入に伴う改修に要する経費でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

保健環境科学研究所費でございます。2億4,500万円余をお願いしております。保健環境科学研究所の運営に関する経費でございます。前年度に比べ、1億1,900万円余の減額となっております。主な要因は、前年度において単年度事業として空調設備改修費9,200万円余を計上したことによるものです。

次に、保健所費は14億8,100万円余をお願いしております。県内に10カ所ある保健所の運営に関する経費でございます。前年度に比べ、1億9,100万円余の減額となっております。主な要因としては、人件費の減によるものでございます。

以上、健康福祉政策課は、総額251億8,484万6,000円、前年度に比べ、218億6,600万円余の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課です。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費5億118万円をお願いいたします。

主な事業は、右側説明欄3の肝炎対策費ですが、これは、B型肝炎及びC型肝炎の患者の方々の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査に必要な経費でございます。

肝炎対策費につきましては、主にC型肝炎の治療に伴う医療費の減が見込まれるため、前年度と比較いたしまして、約1億円の減となっております。

続きまして、下段の結核対策費は2,797万円余をお願いいたしております。

主な事業は、説明欄1の結核医療費ですが、これは、感染症法に基づき入院勧告を行った際の医療費等についての公費負担分でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

予防費について2億1,908万円余をお願いいたしております。

主な事業ですが、説明欄1、(2)の感染症指定医療機関運営指導費は、感染症病床維持のために必要な管理運営費に対して助成を行うものでございます。

また、(3)の新型インフルエンザ対策費1億3,200万円余は、協議会の開催費や備蓄薬の購入費ですが、前年度と比較いたしまして、約5,000万円の減となっております。これは、29年度に購入予定の備蓄薬の単価が前年度と比較して低くなるための減となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

食品衛生指導費ですが、4億4,078万円余をお願いいたしております。

主な事業につきましては、13ページをお願いいたします。

説明欄4の食肉衛生検査所費の(2)の管理・運営費は、例年お願いいたしております検査所の維持管理経費に加えまして、29年度から検査所の施設整備に着手することとし、その設計委託等に必要な経費をお願いいたしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

環境整備費1億1,720万円余をお願いいたしております。

主な事業につきましては、説明欄1の(2)動物愛護管理事業は、県の保健所や動物管理センターにおける犬や猫の引き取り、捕獲、しつけ方教室など、動物愛護管理業務に必要な経費でございます。

説明欄2の(3)熊本地震被災ペット救護対策事業は、動物管理センターで保護しております被災動物の飼育管理、譲渡等に要する経費でございます。本年度に引き続き計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、健康危機管理課の当初予算といたしまして、15ページに記載しておりますとおり、総額で13億2,603万円余をお願いいたします。

最後に、16ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

先ほど食肉衛生検査所につきましては、平成29年度からの施設整備に着手する旨御説明申し上げましたが、具体的には、新たな施設の基本設計及び実施設計の委託業務を予定しておりますが、この設計期間が年度をまたがるのが予想されるため、平成30年度までの債務負担行為の設定をお願いしております。

健康危機管理課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費でございますが、10億9,853万円余をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

2の高齢者福祉扶助費は、軽費老人ホームにおきまして利用料を一部減免した場合にその減免相当額を助成するものでございます。

次の3の高齢者福祉対策費でございますが、(1)と(2)の事業は、熊本さわやか長寿財団が実施いたしますさわやか大学の運営、シルバースポーツ大会、無料職業紹介所等、高齢者の生きがい、健康づくり等に要する経

費について助成をするものでございます。

(3)の新規事業、高齢者のいきがい就労推進事業は、高齢者の希望、能力に応じた就労を推進するため、県民啓発のためのシンポジウム等を実施するとともに、関係機関と協議会を設置し、高齢者の就労を拡大する仕組みづくりについて協議、検討を行うための経費をお願いしております。

次は、18ページをお願いいたします。

(4)と(5)の事業は、県及び市町村老人クラブ連合会の運営や活動経費、また、単位老人クラブがシルバーヘルパー活動など、地域貢献活動等に取り組む経費について助成をするものでございます。

次の(6)の新規事業、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等次期計画策定事業は、平成30年度から3カ年の長寿・安心・くまもとプランの計画策定に要する経費でございます。

次の(7)の新規事業、介護職員勤務環境改善支援事業は、介護職員の負担軽減を図るため、施設等が介護ロボットを導入する経費について助成をするものでございます。1機器当たり10万円を上限に助成を行う予定としております。

次は、ページを1つ飛びまして、20ページをお願いいたします。

(11)の介護アシスタント育成事業は、介護施設等への介護補助職導入に係る取り組みに要する経費について助成をするものでございます。来年度は、2団体への補助を予定しております。

次は、21ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございます。15億5,074万円余をお願いしております。

説明欄の1の(1)老人福祉施設整備等事業は、特別養護老人ホーム等の老朽化等に伴う改築整備に要する経費について助成をするものでございます。来年度は、特養1施設80床分を予定しております。

(2)の介護基盤緊急整備等事業は、介護保険事業計画に基づき、市町村等が行います地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に要する経費について助成するものでございます。来年度は、地域密着特養4カ所、グループホーム2カ所、小規模多機能型居宅介護支援事業所13カ所等の整備を予定しております。

最下段をお願いいたします。

以上、高齢者支援課の平成29年度当初予算といたしまして、総額26億4,927万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松尾認知症対策・地域ケア推進課長 資料の22ページをお願いいたします。

老人福祉費で264億3,537万7,000円をお願いしております。主な増額は、介護保険対策費であります介護給付費県負担金交付事業で、介護給付費の増による3億6,454万円余の増となります。また、地域支援事業交付金交付事業が3億5,453万円余の増となっております。いずれも市町村負担増に伴う県負担金の増でございます。

それでは、主な事業を説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費でございます。

新規事業の(1)認知症介護の質の向上支援事業は、認知症介護の質の向上に取り組む事業所向け研修等に要する経費でございます。

(2)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症疾患医療センターなどの医療体制や相談体制の充実強化に要する経費でございます。

なお、震災対応分としまして、次の災害に備えた体制整備を図るため、熊本モデル認知症医療体制の充実強化のための事業を、認知症疾患医療センターに委託して行うものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

(5)認知症の人と家族の安心サポート事業は、認知症サポーターの養成促進や見守り体

制の構築などに要する経費でございます。

また、一部震災対応分としまして、被災地での認知症サポーターによる認知症の人や家族の見守り体制づくり事業を、市町村や各種団体が行う場合の立ち上げ支援に係る経費の助成でございます。

24ページをお願いいたします。

新規事業、(8)「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事業は、介護施設等における若年性認知症の方を対象に、就労や社会参画等に向けた対応プログラムの開発支援に係る経費でございます。

同じく新規事業、(9)自立支援型ケアマネジメント多職種人材育成事業は、介護保険の基本理念でございます高齢者の自立支援を図るため、医療、介護の多職種を対象に、自立支援の志向強化を内容としました人材の育成研修に要する経費でございます。

25ページをお願いいたします。

(12)訪問看護ステーション等経営強化支援事業は、訪問看護ステーションの看護技術面の支援等に要する経費や運営費について助成をするものでございます。

26ページをお願いいたします。

3の介護保険対策費の(1)、(2)は、冒頭申し上げたとおりの事業でございます。

次の(4)地域包括ケア推進体制強化事業は、医療と介護の連携促進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村及び地域包括支援センターの機能強化に要する経費について助成を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

(6)中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業は、中山間地域等の条件不利地域において、市町村等が在宅サービス提供体制の整備に要する経費についての助成を行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1,079万7,000円をお願いしております。

主な事業で、1、保健医療推進対策費の在宅医療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介護等の関係機関の連携体制構築に係る経費でございます。

次の医務費でございますが、719万7,000円をお願いしております。

主な事業で、1、歯科行政費の在宅歯科診療器材整備事業は、在宅歯科診療を行うための在宅歯科診療用機器や訪問歯科診療車両の整備等に要する経費について助成を行うものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は、平成29年度当初予算としまして、総額264億5,337万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございますけれども、6,400万円余を計上いたしております。

資料右端の説明欄をお願いいたします。

2の生活福祉資金貸付事業費の貸付事務費補助につきましては、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付事務に要する経費を助成するものでございます。

3の社会福祉諸費のうち、(2)の臨時福祉給付金支援事業は、低所得者を対象に給付金を支給するための事務経費でございます。給付金の1人当たり1万5,000円につきましては、市町村のほうで予算措置がなされます。

次に、下段の遺家族等援護費について御説明いたします。

8,400万円余を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。

説明欄2の遺家族等援護費のうち、(1)特別給付金等支給事務費は、戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給等に要する事務費でございます。

(2)の引揚者等援護事務費、(3)の引揚者等援護扶助費は、帰国された中国残留邦人の方々に対する通訳派遣等による支援や支援給付金等の経費でございます。

3の遺家族等援護諸費の熊本県遺家族等援護事業補助金は、戦没者追悼式の開催等に要する経費について助成するものでございます。

次に、下段の生活保護総務費について御説明いたします。

9億3,100万円余を計上いたしております。

説明欄1の生活保護事務費のうち、(1)の生活保護適正実施推進事業は、生活保護制度の適切な運営を確保するため、監査や調査、研修等に要する経費でございます。

31ページをお願いいたします。

(2)の生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業は、大学等への進学を支援するために生活費を貸し付ける事業でございます。(3)の生活困窮者総合相談支援事業は、生活困窮者に対して総合相談や自立のためのプラン策定による支援や就労支援等に要する経費でございます。(4)の生活困窮者自立支援プラン推進事業は、(3)の総合相談支援事業で策定された支援プランに基づきまして、家計相談や子供の学習支援等に要する経費でございます。

なお、(3)、(4)の事業につきましては、一部震災対応として被災地域における総合相談や家計相談等の支援体制の拡充を図っております。

(5)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業は、高齢または障害のある刑務所退所者に対する福祉的な支援に要する経費でございます。

32ページをお願いいたします。

4の社会保障生計調査委託は、国の委託を受けて、被保護世帯の生活実態調査に要する経費でございます。

次に、扶助費について御説明いたします。

対前年度比1,700万円余減の42億7,200万円余を計上いたしております。

1の生活保護扶助費の(1)生活保護費、(2)の生活保護費負担金は、生活保護受給者の生活扶助費や医療扶助費などでございます。

予算の減額につきましては、(1)、(2)につきまして、昨年度の実績であるとか今年度の見込みなどを踏まえて減額したものでございます。

以上、社会福祉課は、合計で53億5,200万円余をお願いしております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

生活保護世帯進学応援資金貸付につきましては、平成29年度の貸付開始者に対しまして、大学などの在学期間中継続して貸し付けを行う必要がありますので、平成32年度までの債務負担行為設定をお願いするものでございます。

最後に、少し飛びますけれども、98ページをお願いいたします。

条例等議案関係としまして、議案番号76号の権利の放棄についてでございます。

次ページの概要の資料で御説明いたします。

生活保護費の返還金につきましては、窮迫等の場合に給付した保護費について、保護受給を被保護者の収入申告に基づき、既に給付した保護費を返還させるものですが、平成22年度、平成23年度及び平成25年度の返還金3件につきまして、返還決定の相手方の破産によりまして免責債権として確定しており、返還金の今後の回収の見込みがないため、権利の放棄をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課でござ

います。

34ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

一番下の段の児童福祉総務費でございますが、15億2,200万円余をお願いしております。

35ページの説明欄をお願いいたします。

2の児童健全育成費の(1)の多子世帯子育て支援事業は、第3子以降の3歳未満児の保育料無料化を実施する市町村への助成経費です。

(2)の児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営費等への助成経費です。今回新たに、開所時間を延長する放課後児童クラブに対する助成額を増額することとしております。

(3)の放課後児童クラブ施設整備事業は、放課後児童クラブの施設整備に関する市町村への助成経費であり、来年度6カ所の整備を予定しております。

(4)の子育て支援強化事業費補助金は、保育所などで実施される地域子育て支援拠点事業などに関する市町村への助成経費です。

(5)のくまもと結婚応援市町村連携推進事業は、市町村等と連携して、結婚を望む方の結婚活動を応援するための事業に要する経費であり、市町村だけでなく、企業や団体等とも連携した結婚支援を実施してまいります。

ページをめくって、36ページをお願いいたします。

説明欄4、保育士修学資金貸付等事業費補助は、保育士の資格取得のための修学資金の貸付原資等に関する来年度の県負担分を助成するものでございます。

次に、真ん中の段の児童措置費は、126億3,300万円余をお願いしております。

事業内容は、保育所や認定こども園などの運営に対する給付費の県負担分でございます。本年度よりも8億1,900万円余の増額となっておりますが、これは、私立幼稚園が認

定こども園に移行することや、保育所や地域型保育事業所の新設などにより、給付対象施設が増加する見通しであることによるものです。

次の児童福祉施設費は、10億3,300万円余をお願いしております。

説明欄2の(1)特別保育総合推進事業は、延長保育等に関する市町村への助成です。

37ページをお願いいたします。

(2)は、病児、病後児保育に関する市町村への助成です。

説明欄3と4は、社会福祉施設に対する支援として、産休代替職員の任用経費や退職手当の支給に要する費用について助成するものです。

次に、公衆衛生総務費として、10億8,200万円余をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

主なものは、説明欄5、母子医療対策費の(2)の小児慢性特定疾病に係る医療給付に要する経費と(3)の特定不妊治療費の助成に要する経費、また、6の乳幼児医療費の助成を行う市町村への助成経費です。

最後に、39ページの保健所の事務費を加えて、当課合計164億3,700万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料40ページをお願いいたします。

2段目の社会福祉施設費は、3,500万円余をお願いしております。

右側の説明欄の(4)、新、DV被害者総合支援・加害者対応モデル事業は、DV被害者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、被害届や離婚届の法的手続のサポートなどを中心に、被害者支援をモデル的に実施するための経費でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

児童福祉総務費は、1億6,400万円余をお願いしております。

説明欄3の児童健全育成費の(2)こんには赤ちゃん事業費等補助事業は、乳児がいる家庭への訪問事業など、児童虐待の発生予防対策等を実施する市町村に対し助成を行うものです。

42ページをお願いいたします。

右側の説明欄(5)、新、産前・産後母子支援事業は、産科医療機関に相談員を配置いたしまして、望まない妊娠に悩む女性の子育てや住まいや生活に対する相談を受け、児童相談所等の専門機関と連携して支援する事業を、産科医療機関に委託して実施するための経費でございます。

次に、児童措置費は、71億1,700万円余をお願いしております。

説明欄1の(1)から(3)は、保護を必要といたします児童や母子を児童養護施設や母子生活支援施設等へ措置するための費用です。

なお、児童措置費は、前年度比較で7,500万円余の増額となっておりますが、これは、(1)の児童養護施設等及び里親委託に係る措置費の単価の変更がございまして、措置費の所要額が上がったことが主な要因でございます。

43ページをお願いいたします。

説明欄3の児童手当市町村交付金、これは、児童手当の県負担分を市町村に交付するものでございます。

次に、母子福祉費は、19億8,500万円余をお願いしております。

右端説明欄1の(1)ひとり親家庭等支援事業は、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して生活費の一部を支給する高等職業訓練促進給付金を初めといたしまして、ひとり親家庭等への支援に要する経費でございます。

44ページをお願いいたします。

説明欄の(4)子どもの生活実態調査事業は、子どもの貧困対策推進法に基づきまし

て、子どもの貧困対策計画を平成27年3月に策定しておりますが、教育支援や保護者への就労支援等に取り組んでおるところでございます。対策を効果的に進めるために、経済的な困窮状態とそれに起因いたします生活環境、食事や学習面への支障などの生活実態調査を実施するものでございます。

説明欄3の(2)児童扶養手当支給事業費は、ひとり親家庭等に対し、月4万円ほどの手当を支給する事業でございます。母子福祉費は、前年度から6,200万円余の増額となっておりますが、この児童扶養手当支給事業費について、今年度8月分から第2子以降の支給額の引き上げがあったことが主な要因となります。

次に、45ページをお願いいたします。

児童福祉施設費として、2億900万円余をお願いしております。

説明欄3の(4)子ども虐待防止総合推進事業は、児童虐待防止等に係る各種事業に要する経費です。

46ページをお願いいたします。

右側の説明欄4の児童一時保護所費ですが、中央一時保護所管理運営費(扶助費)は、児童相談所が、虐待を受けた児童等を一時保護する際に必要な食費や被服費、医療費等の経費でございます。

以上、子ども家庭福祉課の一般会計予算として、総額95億1,200万円余をお願いしております。

続きまして、47ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

母子家庭等の児童の身元保証につきまして、複数年度にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続いて、76ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計でございます。

ひとり親家庭等に対し、子供の就学資金や

生活資金等の各種貸し付けを行うものでございます。9,800万円余をお願いしております。

2段目の元金214万円は、前々年度の決算上の剰余金、繰越金が法に定める基準を超えた場合に、貸付金の財源として国から借り受けた額を一部償還するものでございます。

また、それに伴いまして、3段目の一般会計繰出金でございますが、こちらも国への償還を行った場合に、県の一般会計から繰り入れた額の一部を一般会計に返すというものでございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計における債務負担行為の設定でございます。

これも大学等に入りますれば最高6年度になりますので、貸し付けが複数年度にわたりますため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、条例等関係でございます。

81ページをお願いいたします。

議案第60号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

83ページの概要で説明させていただきます。

2の内容の(1)のところをお願いいたします。

児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴いまして、3つの関係条例中、施設の名称をそれぞれ改めたものでございます。情緒障害児短期治療施設を児童心理治療施設に、また、母子健康センターを母子健康包括支援センターに改めたものでございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

議案第77号権利の放棄についてでございます。

次の101ページの概要で説明させていただ

きます。

放棄する権利でございますが、母子福祉資金貸付金債権1件でございます。

内容としては、昭和51年度に事業開始資金として貸し付けたもので、償還の未済金71万7,040円及び未償還元金に係る違約金の請求権でございます。

本件につきましては、貸し付けの相手方につきまして、28年5月に時効が完成し、また、連帯保証人の破産等によりまして、今後回収の見込みがなくなったため、権利の放棄をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

まず、平成29年度の当初予算の概要について説明いたします。

説明資料の48ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費で152億1,000万円余を計上しております。1億9,600万円余の増となっておりますが、主なものは、説明欄1の(3)の障害福祉サービス費等負担事業で3億2,800万円余の増によるものでございます。

説明欄1の障がい者扶助費の(1)と(2)は医療給付、(3)は施設の入所、通所利用に係る負担金でございます。

2の障がい者福祉諸費ですが、(1)の市町村地域生活支援事業は、日常生活用具の給付や手話通訳者の派遣、相談支援事業など、障害者の地域生活を支援する市町村事業に対する助成でございます。

49ページをお願いします。

(7)の新規事業、遠隔手話通訳サービスは、ろう者福祉協会に手話通訳者を配置して、タブレット等の情報通信機器を活用して、遠隔で手話通訳をする仕組みを構築するものでございます。

50ページをお願いいたします。

(8)の新規事業、障がい者在宅就業支援体制構築モデル事業は、国のモデル事業を活用して、障害者の在宅就業を促進するために、企業のニーズ調査や障害者のスキルアップ研修を行うとともに、企業と障害者のマッチングの仕組みなどを構築するものでございます。

3の障がい者福祉施設整備費は、施設整備に対する助成でございます。

5の重度心身障がい者医療費は、市町村が行う医療費助成に対して、その一部を助成するものでございます。

51ページをお願いします。

7の発達障害者福祉費の(1)と(2)は、県北と県南の2つの発達障がい者支援センターの運営委託費でございます。(3)の発達障がい者支援医療体制整備事業は、身近な地域で発達障害の診療が受けられるようにするために、熊本大学と連携して専門医の養成などを行うものです。

52ページをお願いします。

児童措置費ですが、21億4,900万円余を計上しております。前年度と比較して3億8,100万円余の増となっておりますが、その主なものは、説明欄1の児童扶助費の増が3億8,900万円余で、放課後等デイサービス事業等の増加に伴う通所利用の増加によるものでございます。

下段の児童福祉施設費ですが、10億1,100万円余を計上しております。

説明欄1にありますように、宇城市松橋町にあります県立こども総合療育センターの運営経費でございます。

53ページをお願いします。

下段の精神保健費ですが、2億6,200万円余を計上しております。

説明欄1、精神保健費のうち、主な事業として、(1)精神医療適正化対策事業は、診療報酬の審査委託料や精神通院医療の受給者認定に係る嘱託医等の人件費等でございます。

(3)のこころのケアセンター運営事業は、被災者の心のケアを行うために設置しました熊本こころのケアセンターの運営経費でございます。

(4)の熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業は、従来の自殺対策事業を整理いたしまして、震災後の自殺防止のための相談支援及び人材養成等を行う経費でございます。

54ページをお願いします。

下段の県立病院事業会計繰出金ですが、地方公営企業法に基づく繰出金として、7億5,970万円余を計上しております。

以上、障がい者支援課では、29年度当初予算として、総額194億9,800万円余をお願いしております。

続きまして、条例案について説明いたします。

資料の85ページをお願いします。

第61号議案熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容については、89ページの条例案の概要で説明いたします。

1の改正の趣旨ですが、関係する厚生労働省令の一部改正を踏まえて関係規定を整備するものでございます。

2の内容ですが、改正するのは、(1)の公費の給付対象であります指定障害福祉サービス事業等に関する基準を定めたものと、(2)の事業を行うための基準を定めた障害福祉サービスに関するものの2つの条例ですが、いずれも就労継続支援A型事業に関するもので、内容は同じですので、(1)により説明いたします。

改正点は3点でございます。

まず、①は、A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の希望を踏まえなければならないと明記したこと、②は、生産

活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにするとともに、指定事業所については、原則として、公費の訓練等給付費を賃金及び工賃の支払いに充ててはならないとしたこと、③は、利用者に支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を運営規程に定めなければならないとしたことでございます。

3の施行期日ですが、29年4月1日を予定をしております。

続きまして、資料の91ページをお願いします。

62号議案熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、95ページの条例の概要で説明いたします。

1の改正の趣旨ですが、関係する厚生労働省令の一部改正を踏まえて関係規定を整備するものでございます。

2の改正内容ですが、4点ございます。

まず、(1)は、事業所の従業者に関するもので、指定放課後等デイサービス事業所等の従業者は、児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者として、そのうち半数以上を児童指導員または保育士としなければならないとしたこと、次に、(2)は、サービスの質に関するもので、事業者は、サービスの質について、みずから評価を行うことに加え、障害児の保護者による評価を受けて改善を図らなければならないとしたこと、(3)は、(2)の公表に関するもので、事業者は、おおむね1年に1回以上、評価結果及び改善内容を公表しなければならないとしたこと、最後に、(4)は、事業者は、事業内容に関する情報の提供を行わなければならないとしたことです。

3の施行期日ですが、平成29年4月1日を予定をしております。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○松岡医療政策課長 資料、お戻りいただきまして、55ページをお願いいたします。

医療政策課の公衆衛生総務費で69億9,598万円余を計上しておりますが、平成28年度と比べまして2億円余りの減額となっております。減額の主な理由ですが、平成21年度から実施しておりました医療施設耐震化臨時特例基金を活用した事業、これが本年度をもって終了したことで、4億円余り減額となった影響によるものでございます。

今年度の主な事業を説明いたします。

説明欄1、衛生諸費の災害医療体制整備事業ですが、災害医療コーディネーター等を対象としました災害医療研修、訓練に要する経費について助成するものでございます。現在、震災後の医療救護活動について関係者と検証を行っておりますが、その検証の方向性を踏まえて取り組みたいと考えております。

2、保健医療推進対策費、(1)の新規事業、地域医療構想推進事業ですが、今年度中に策定を予定しております構想を各区域等で推進するための経費でございます。

(3)の医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が機能拡充のために行います施設整備や検査機器等の設備整備について助成するものでございます。

56ページをお願いいたします。

(6)の医療施設消防用設備整備費は、病院や有床診療所が行いますスプリンクラー等の整備に対する助成でございます。来年度は、合計で66施設分を計上しております。

(8)の医師確保総合対策事業は、医療機関や大学、女性医師、研修医等を対象にした医師確保対策の経費でございます。一部震災対応としておりますのは、昨年9月議会で予算化いただきました、通勤や帰宅困難の医療従

事者に対する宿泊費の助成事業を盛り込んでおります。

57ページをお願いいたします。

(10)の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、県内の医療機関、訪問看護ステーション、介護施設等とのネットワークの構築に要する経費について助成するものでございます。来年度、536施設の参加を見込んでおります。

(11)の回復期病床への機能転換施設整備事業ですが、地域医療構想を実現するために、今後各地域で不足が見込まれます回復期病床に転換される医療機関に対して施設整備の助成を行うものでございます。

3、母子医療対策費の周産期医療対策事業ですけれども、こちらのほうは、周産期母子医療センターの運営費の助成でございます。総合周産期医療センターの一つであります熊本市民病院は、センターとしては休止中のため、対象から除外しております。

58ページをお願いいたします。

6、地域医療介護総合確保基金積立金ですが、平成29年度事業の医療分、介護分を合わせた積立額でございます。

下段の医務費で1億3,094万円余を計上しております。

主な事業は、59ページをお願いいたします。

2、へき地医療対策費ですが、(1)のへき地医療施設の運営費と(2)の施設・設備整備費をそれぞれ助成するものでございます。

飛びまして、60ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費で5億6,676万円余をお願いしております。今年度と比べ、1億2,700万円余の増額となっております。

主な事業ですが、1、看護行政費の看護師養成所等運営費補助で、養成所12校、県内に補助対象がございます。そちらに対する助成でございます。

2、看護師等確保対策費の(2)看護学生の県内定着促進事業ですが、看護師を目指す学生への修学資金の貸与や県内定着促進の取り組みに要する経費でございます。修学資金につきましては、来年度は、新たに熊本地震で被災した学生の優先枠を設けて対応したいと考えております。

61ページをお願いいたします。

(3)地域医療提供体制回復総合対策事業は、12月議会で予算化いただきました事業の継続事業となりますが、熊本市市民病院等の医療従事者の在籍出向に対する助成事業で、地域医療再生基金を活用して取り組むこととしております。

医療政策課は、以上、合計で80億85万円余を計上をしております。

62ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

医師修学資金貸付ですが、地域で勤務します医師を確保するために、熊本大学医学部と県外の大学の医学生を対象に、修学資金を貸し付けるものでございます。13名分の予算として、限度額9,333万円を設定をお願いするものでございます。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高水国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の63ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費については、236億6,000万円余をお願いいたしております。前年度と比較いたしまして31億1,000万円余の増となっております。主な理由といたしまして、後ほど個別事業で御説明いたしますが、国民健康保険財政安定化基金積立金を当初予算で計上しているためでございます。

説明欄をごらんください。主なものを御説明いたします。

3、国民健康保険制度安定化対策事業の①

は、市町村が行う低所得世帯の保険料(税)の軽減等に係る保険基盤安定のための県負担金でございます。71億8,800万円余をお願いいたしております。②は、1件当たり80万円を超える高額な医療費の発生による市町村国保への急激な影響を緩和するための県負担金でございます。医療費の見込み増などにより、前年度比で2億1,000万円余増の16億1,000万円余をお願いいたしております。③は、市町村国保の財政調整を行うための県調整交付金でございます。前年度と同額の118億6,000万円をお願いいたしております。

64ページをお願いいたします。

説明欄5が、先ほど申し上げました国民健康保険財政安定化基金積立金でございます。平成30年度からの国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けて、全額国庫により基金を積み立てる事業でございます。平成29年度は28億4,900万円余をお願いいたしております。

次に、下段の公衆衛生総務費については、275億8,000万円余をお願いいたしております。主に後期高齢者医療に係る予算でございます。

説明欄2の(1)後期高齢者医療給付費負担金は、医療給付費の12分の1を県が負担するものでございまして、220億2,100万円余をお願いいたしております。

65ページをお願いいたします。

(2)高額医療費負担金は、1件当たり80万円を超える高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合への急激な影響を緩和するための県負担金でございます。10億6,000万円余をお願いいたしております。

(3)後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得の保険料軽減のための県負担金でございます。44億8,300万円余をお願いいたしております。

以上、国保・高齢者医療課は、平成29年度当初予算といたしまして、総額512億4,492万

円余をお願いいたしております。

続きまして、条例等議案関係の御説明をいたします。

資料の96ページをお願いいたします。

第63号議案熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

97ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨でございますように、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、関係規定を整理するものでございます。

改正内容といたしましては、引用している法律の条番号の変更に伴い、附則第2項中「附則第14条の2」を「附則第14条」に改めるものでございます。

施行期日は、法改正と同じ、平成29年4月1日を予定いたしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

66ページをごらんください。

公衆衛生総務費で39億6,383万円余をお願いしております。

まず、右の説明欄2の健康づくり推進費でございます。

(1)の熊本地震健康維持増進事業は、仮設住宅入居者等を対象としましたエコノミークラス症候群や熱中症など、健康支援情報発信に要する経費でございます。

(2)の被災者支援のための健康・食生活実態調査事業は、被災市町村を含む県内全域の県民の健康及び食生活に関する意識と行動の実態調査等に要する経費でございます。

(3)の健康長寿推進事業は、地域福祉基金を活用した事業で、県民主体の健康づくり推

進及び健康長寿の意識醸成のための普及啓発に要する経費でございます。

67ページをお願いいたします。

(4)の糖尿病医療の均てん化・ネットワーク支援事業は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業で、糖尿病の発症や重症化予防のため、医療スタッフの養成及び保健医療連携体制の整備に要する経費に対する助成でございます。

(5)及び(6)の整備事業は、がん診療に必要な設備及び施設の整備に要する経費への助成です。

68ページをお願いいたします。

(8)のがん緩和ケア提供体制整備事業は、がん緩和ケアに関する専門医の育成及び体制整備に要する経費に対する助成でございます。

(12)の歯科保健推進事業は、フッ化物による虫歯予防対策など、県歯科保健医療計画に基づく県民の歯の健康づくりの推進に要する経費でございます。

69ページをお願いいたします。

(13)の特定健康診査等実施事業は、市町村が実施する国民健康保険における特定健康診査、特定保健指導に係る負担金でございます。

70ページをお願いいたします。

5の原爆被爆者特別措置費は、放射能の影響で病気等の状態にある原爆被爆者に対し、手当等の支給を行うものでございます。

6の難病対策費です。

(2)の指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担でございます。

なお、前年度の実績等を踏まえ、1億2,800万円余を減額しております。

71ページをお願いいたします。

予防費でございます。377万円余をお願いしております。

1のハンセン病事業費は、ハンセン病に対する正しい理解の普及啓発等に要する経費で

ございます。

以上、健康づくり推進課、総額39億6,760万円余をお願いしております。

よろしく願いいたします。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の72ページをお願いいたします。

平成29年度当初予算につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

右側の説明欄の1の保健医療推進対策費ですが、(2)の臓器移植コーディネーター人材育成基盤整備事業は、地域医療介護総合確保基金活用事業であり、移植医療の円滑な事業継続を図るために、公益財団法人熊本県移植医療推進財団への委託により実施する新たな県臓器移植コーディネーターの育成に要する経費でございます。

(3)の移植医療を担当する専門職の確保、維持、育成事業は、地域医療介護総合確保基金活用事業でございます。移植医療拠点病院である熊本大学医学部附属病院において、HLA検査及び後任の育成を行う臨床検査技師の人件費等について助成するものでございます。

73ページをお願いいたします。

生活衛生指導費でございます。

右側の説明欄の2の生活衛生営業指導費は、経営の健全化や振興を図るための生活衛生営業指導センターの運営費及び同センターが行う生活衛生営業振興事業に要する経費について助成するものでございます。

74ページをお願いいたします。

薬務費でございます。

右側の説明欄の2の薬務行政費ですが、(2)の薬物乱用防止事業は、シンナー乱用や大麻の不正使用、危険ドラッグ等の根絶に向けた各種の啓発活動や精神保健福祉センター等での相談事業に要する経費でございます。

(4)の在宅訪問薬局支援体制強化事業は、薬局薬剤師によります在宅医療を地域単位で推進するため、熊本県薬剤師会が行う在宅訪問薬剤師支援センターの運営費等について助成をするものでございます。

75ページをお願いいたします。

(7)の新規事業のモバイルファーマシー整備事業は、熊本県薬剤師会が行うモバイルファーマシー、いわゆる医薬品供給車両の整備に対する経費について助成するものでございます。

以上、薬務衛生課の平成29年度当初予算といたしまして、総額で1億8,334万円余をお願いしております。

薬務衛生課は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、付託議案について担当課長から説明をお願いします。

初めに、永井病院事業管理者。

○永井病院事業管理者 病院局でございます。

本議会に提案しております議案の概要説明に先立ちまして、県立こころの医療センターの運営状況について御報告を申し上げます。

当センターは、県立病院として、犯罪で法に触れた患者や薬物中毒患者の受け入れなど、県内精神科医療のセーフティーネット機能の役割を果たしながら、社会の新たなニーズへも対応する政策医療を打ち出し、推進しております。

本年度の入院患者延べ数は、熊本地震の影響等により、5月以降患者数が急増し、昨年度を大きく上回っております。

また、外来患者延べ数は、昨年度から若干減少したものの、過去5年間の平均レベルは上回っております。

次に、政策医療の1つ目であり、患者

の地域生活移行支援についてでございますが、平成26年度の支援開始からこれまで支援した患者数は30人となっております。

入退院を繰り返している患者や長期入院患者の退院後の在宅支援をきめ細やかに行うことで、多くの患者について病状の悪化を防ぐなど、着実に成果が上がっているものと考えております。

次に、政策医療の2つ目、児童・思春期医療への取り組みでございますが、受診患者数につきましては、平成24年度の外来開設以来年々増加している状況にあります。

現在、来年度の児童・思春期専用病床の開設に向け、準備を進めているところでございます。

それでは、本議会に提案しております病院局の議案等について御説明いたします。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、第52号議案平成29年度熊本県病院事業会計予算でございます。

熊本県立こころの医療センターの管理運営に要する経費として収益的収支で16億3,700万円余、設備の更新等に係る経費として資本的収支で3億4,200万円余、これらを合わせ、予算総額19億7,900万円余を計上いたしております。

以上が今回の議案の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議をよろしく願います。

○清原総務経営課長 総務経営課でございます。

説明資料の78ページをお願いいたします。

平成29年度当初予算総括表でございます。

左側の欄、管理運営に係る収益的収支におきまして、収入は、第2次中期経営計画で目標としている患者数をもとに医業収益を見込むとともに、7億5,900万円余の一般会計繰入金を含めまして16億3,800万円余を計上し

ております。支出では16億3,700万円余を計上し、差し引き124万円の収益を見込んでおります。

右側の欄、建物等の整備や企業債元金償還に係る資本的収支では、引き続き、一般会計からの繰り入れを行わず、収入をゼロとしております。支出では3億4,200万円余を計上しております。

なお、財源につきましては、内部留保資金を充てることとしております。

次に、79ページをお願いいたします。

収益的収支に係る支出でございます。

右側の説明欄1の医業費用につきましては、(1)の給与費、(2)の材料費等で15億6,900万円余、2の医業外費用は、(1)の企業債の利息等で6,800万円余を計上しております。

次に、80ページをお願いいたします。

資本的収支に係る支出でございます。

説明欄4の建設改良費につきましては、(1)の病院施設の整備費や(2)の器械備品購入費として1億2,900万円余、5の企業債償還金について、2億1,200万円余を計上しております。

病院局は以上です。

御審議のほどよろしく願います。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 子供の問題ですけれども、子供の貧困というのが非常に最近言われて、それで、そうした貧困の子供、御飯も食べられないような人たちのために、こども食堂というのがあちこち開設されて、テレビ等で話題になっておりますけれども、熊本県ではどんなふうかなというのが1つですね。

これは、もちろん、ボランティアの人たち

がやっているけれども、公営のやつはないのか。それから、ボランティアの人たちは勝手気ままに開設しているのかということ。いろいろ食品衛生の問題もあるし、ちょっとこども食堂の現在について。

それと、これは子供の貧困問題でしたけれども、里親ですね。里親も、最近里親を商売で子供のあっせんをする人が逮捕されたりして問題になっておりますけれども、熊本では里親というのは推進しているんですかどうですか。あるいは、海外等へ出ていく人も、青い目の、赤い靴か何かのようなケースもあるのかどうかですね。

それと、3点目は、小児医療ですけれども、熊本県の小児救急医療体制というのはどういうふうになっているのかな。私、この間、福岡のこども病院を視察して、えらい立派な施設だなと思って感心して帰ってきたんですけれども、熊本ではどうなのかということ。3点、済みません。

○浦田祐三子委員長 まず、子供の貧困とこども食堂について。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

こども食堂について御質問いただきました。

こども食堂につきましては、現在県内に16カ所開設されているということで情報が届いているところでございます。主に熊本市が多くございます。公設のものはございません。いずれも民間団体が取り組んでいるところでございます。開設の中身につきましては、それぞれ開設の頻度等につきましても、週1回から月1回とかというふうにはばらつきがございます。利用料金についても、取られたり取られなかったりということでございます。特に、届けが要るということではございません。

それから、こちらの状況について、一度熊本市の開催によります会議がございまして、そこにもオブザーバーとして出席をいたしました。その状況をお伺いいたしましたところ、例えば、定期的開催するということとございまして、1カ所が週1回無料で定期的開催されているということですが、そちらのこども食堂につきましても、定期的訪れる子供たちがおられるということとございまして、そのほかの食堂、15につきましても不定期でございまして、いずれも、ひどい貧困状態という状況ではなく、子供たちが連れ立って訪れるという状況であるということとございます。

私どもとしては、こども食堂の状況につきまして、現状を見きわめながら支援等について検討していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、もう1つ御質問をいただきました里親についてということとございます。

里親につきましては、現在、国のほうでは、養護施設の中でも、例えば、小さな規模でユニットケアをすとか、里親で預かっていただくとか、6人くらいの小規模のファミリーホームで預かっていただくというような家庭的養護を推進している方向にございます。本県におきましても、その方向でプランを立て、推進しているところでございます。

先ほど、海外に渡る子供たちというようなお話とか、それから、事業として、あっせん事業をなさっている業者さんがいるというようなお話もございました。千葉県や大阪府等で、事業者さんが里親となる方からお金をいただいて、赤ちゃんを養子縁組させるという事業が行われているということとございました。

こちらのほうにつきましては、国は、特別養子縁組といいまして、小さいうちにお子さん、養育する方がおいででない場合、特別養子縁組という措置でお子さんを預かっていた

だくという制度がございます。そちらにつきましても、本県におきましては、里親の取り組みと一緒にしまして、推進する方向で動きたいと思っているところでございます。

状況といたしまして、特別養子縁組については、27年度につきまして、4件程度の特別養子縁組がございました。また、あっせん事業者につきましては、本県内におきましては、1件のみ、あっせん事業者の届け出がございます。全国的に言えば、18事業所が今あっせん事業所として申請をされているところでございます。

あっせん事業者につきましては、今国のほうで検討しているところでございまして、例えば、営業的に赤ちゃんを特別養子縁組させるという事業者さんのおいでになるということで、きちんと事業を認定するような制度にもっていきたいということで検討しているところでございます。まだ詳細はわかっておりませんが、あっせん事業者を申請ではなく許可制に変えたいということで検討しているところでございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ちょっとその点で私からもお尋ねしたいんですけども、たしか里親って3つぐらい種類があったかと思うんですけども、それに対して何か、国からですか、お金が来るのか、その辺の説明もいただけますか。

○富永子ども家庭福祉課長 児童養護施設にいらっしゃるお子様にも措置費がありますけれども、同じように里親につきましても、措置費としてお金を渡している状況でございます。ただ、特別養子縁組は、養子縁組をするのですから、そちらについて措置費ということでお金を渡すということではございません。

○浦田祐三子委員長 幾らぐらいですか。

○富永子ども家庭福祉課長 養育里親ということで、里親で預かっていた方につきましては、措置費ということでお金を支給するんですけども、特別養子縁組ということになりますと、戸籍を変えて実の子として…

○浦田祐三子委員長 里親の場合には、幾ら措置費が来るのかをお尋ねしているんですけども、金額を。

○富永子ども家庭福祉課長 里親の措置費ですね。1人当たり約20万円程度でございます。

○藤川隆夫委員 先ほど、こども食堂の話ありましたけれども、利用している子供たちのバックグラウンドというか、背景というか、経済的貧困がベースにあるのか、それとも、逆に言うと、家の中でのネグレクトとかそういう虐待があるのか、その付近の調査というのは既に終わってて把握されているのかどうか。

○富永子ども家庭福祉課長 こども食堂におきましては、民間団体で事業をされておりますので、一人一人、食堂においでになるお子さんに、どういう経済状況であるのかということを知るのには非常に難しく、それぞれの食堂で実態を把握しておられる状況ではまだございません。ただ、状況としましては、1週間に1度と定期的で開催されている食堂はございますが、そちらの情報から言いますと、非常に食事が食べられない、朝食も食べていない、昼食も食べていないということで、4時からの開催なのに、お昼ごろからいらしているお子さんもいらっしゃるという状況でございます。ただ、統計的に、どのような貧困

状況にあるかということ把握している状況ではございません。

○藤川隆夫委員 やっぱりその部分を把握しないと、最終的に子供にとっていい状況は生まれないと思うわけで、逆に言って、虐待であるんなら介入しないといけない部分も当然出てくるわけなんで、その部分を含めて、やっぱりどういう状況かというのは、ある程度、やっていらっしゃる民間団体との意見交換の中で、情報を吸い上げるということもやっとなっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○富永子ども家庭福祉課長 わかりました。

○浦田祐三子委員長 先ほどの小児救急医療。

○松岡医療政策課長 本県の小児救急体制ですが、小児救命救急センター、こちらのほうを熊本赤十字病院のほうにお願いしております。

それと、小児救急医療拠点病院、これは3カ所ございまして、赤十字病院に加えまして、熊本地域医療センター、それと天草の地域医療センターでございます。こちらのほうに運営費の助成ということで支援しております。

また、地域には当然、初期救急ということで、地域の中核病院あるいは在宅の当番医の方がいらっしゃいますが、県の事業としましてはシャープ8000、いわゆる電話による相談事業ということで、継続して実施をしているところでございます。

○岩下栄一委員 子供の問題ですけども、自分の権利や意思を主張できない子供たちですから、きめ細かにその背景を調査して対応していただけたら大変ありがたいなというふ

うに思います。

日本は幸せなほうですけども、テレビでよく発展途上国の子供をマンスリーサポートプログラムとかいろいろ宣伝していますけれども、月3,000円とか言ってますけれども、そういう世論をちょっといってほしいと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに御質問は。

○池田和貴委員 これは、野尾さんに聞くべきなのか、部長に聞くべきなのか。

全課から予算の説明をしていただきました。それで、健康福祉政策課の野尾課長のほうからは、昨年度の骨格予算との比較だというふうにおっしゃいましたね。それで、12課あるうち5つの課が、昨年度よりも予算が減っているんですね。7課が昨年度よりもふえているというのは、昨年度の骨格予算よりも5つの課が予算が減っているというのは、やはりこれは地震の影響で大分予算的に考えられた結果があるのかなというふうに思っているところですね。

今回の定例県議会の一般質問でも、いわゆる財政に関する質問が大分出てました。知事の答弁は、いわゆる今までの財政規律は維持をした上で事業の取捨選択をしながらやっていくというような御説明だったんですね。ただ、さすがにやっぱり昨年の骨格予算よりも、これだけマイナスが出ているような状況を全体的に見ると、そういうことで説明はつくのかどうかわかりませんが、各課ごとのやつの中では、例えば、かなり苦勞しているんじゃないかという気がするわけですよ。特に、委託費とかそういったもので、相手があるところで、相手がほとんど人件費だけの場合、カットするということは、向こうの人件費をカットしてくれという話になってくるわけで、そういうことを考えると、やはりきれ

いごとだけでは済まされない部分があるんじゃないかというふうに思うんですね。シーリングとかがかなりかかってやっているというお話は聞いていますけれども、一応予算編成上、そういった苦勞が本当になかったのかどうなのか、またそういった話が、いろいろ出てこなかったかどうか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今池田委員がおっしゃった点についてお答えします。

まず、予算編成上の課題という前に、骨格予算の中には、健康福祉部の場合は、義務的なものはほとんど、当初から出さなければいけないものは、昨年頭に全て上げてありました。6月、9月に上げさせていただいたのは、いわゆる知事選後に政策的なもので、新しい知事の判断が要るもの、それが6月、9月上げさせていただいた状況です。その中で必要なものは、震災対応とは別に、6月、9月で対応しています。

今委員からお話があった点、私のほうで手元に各課の予算がありまして、見ていきますと、まず、健康危機管理課におきましては、約1億円程度減額になっておりますが、これは、急性肝炎対策事業、肝炎患者に対する医療費見込み額の減が主になります。ですから、実績に合わせて減額している。

今回の予算編成の大きなテーマと申しますのは、財政試算を29年度予算編成時にやっておりますと、そのときにはかなりの財源不足が見込まれるので、各課で、いわゆる一般行政経費の中から、要求としては20%削減した上で予算を出してくださいというのがありました。その中の考え方と申しますのは、おっしゃったように、義務的な、いわゆる人件費的な補助を含んだ団体補助等を除いた上で、残った経費の80%を要求してくれと。そうな

ってきますと、これまで、いわゆる実績、先ほど説明しましたように、実績に合わせて、かつかつに予算を積み上げていった部分はあります。しかし、そこは確かに予算上の苦勞とはなっておりますが、考え方といたしましては、財政課ともいろいろ話したんですけれども、県民に影響が出ないように必要な金額は、私たち各課とも計上はさせていただいて、――ほかにも見ますと、いろいろ例えば、高齢者支援課とか社会福祉課でも現に出しておりますけれども、全て見込み額の減、例えば施設整備にいたしましても、民間の方のニーズが少ないと、そのニーズに合わせて落とすとか、そのような要求に合わせて予算を要求していくというふうな取り組みをさせていただいています。

しかし、おっしゃったように、今回の地震というのは、私の課は災害救助費で、200億円を超える予算要求させていただいています。実際的な県の実質負担というのは約2割になります。だから、そういうふうな新たな行政需要に対してどうするかというときで、やはり予算上の工夫は、例年に比べて、全庁的に議論してスクラップ・アンド・ビルドで、かなり厳しかった面もあるとは思いますが。

しかし、先ほど申しましたように、県民の生活に影響を与えないように、予算編成の要求の段階でいろいろ工夫を行っていったというのは、私、健康福祉政策課長としてお答えできるのはその点でございます。

私からは以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。課長は課長としてやっぱり頑張られたんだらうなというふうに思います。

それで、先ほどおっしゃったように、やっぱり震災で新たな需要が出て、その分の予算でほかのところを見直さざるを得ないというのは、これは現実としてあるんだと思うんで

すね。それはもうそれで私も認めているところですよ。

それと、もう1つおっしゃいましたけれども、施設整備費とかが民間から上がってこなかったからということで減額になった分もあるということなんですけど、でも、実際にこれから上がってきたときにはどう対応するかというのは当然出てくるわけですね。それが予算の理由によって実際やらなければいけないところが先送りされるようなことがあるのは、余り好ましいことじゃないんじゃないかというふうに思うんですね。

そういう意味では、しっかりと知事の——私は一般質問とかでも言いましたけれども、知事の思いは思いとして、財政規律を重視、今までの財政規律を保ちながらやっていくということは、私は気持ちとしては理解するんですが、実際、現場の声を聞く段階の皆さん方がそれを余りにもおもんばかり過ぎて、本来必要なものを予算として上げることをやめたりすれば、逆にこれはおかしな話になってしまうと思うので、そういった意味では、考えながらも、やはりしっかりとそこは、皆さん方が現場感覚で、本来予算としては削らなければいけないけれども、やはりここはどうしても、オーバーするけれども、やらざるを得ないというのがあれば、それをきちっと上げて議論をすることをやっていただきたいということを申し上げたいわけでございます。

もちろん、知事の方としては、私自身は理解をしますし、最終決断者が軽々に財政規律を緩めるということは言えないという立場も理解しますが、しかし、そこはそことして、やっぱり震災だからこそやらなければいけないことが出てくるわけで、そこは、現場である皆さん方がしっかりと議論をした上で知事に上げることをやっていただきたいということをお願いしたいわけでありまして、それを要望とさせていただきたいと思いません。

○古閑健康福祉部長 池田委員が御指摘のとおり、我々として、今回の地震を踏まえまして、来年度予算が、まず復興元年という位置づけの中で、やはり復旧、復興、また、県民の被災者の方の生活再建を一番に取り組みするという方針の中でやってまいりました。

ただ、一方で、我々の、特に健康福祉部の予算と申しますのは、県民のサービスに直結している部署でもありますので、そこは、今課長が申し上げましたように、極力影響がないように精いっぱい予算の確保に向けて、財政当局ともしっかりと議論を重ねて、今回御提案しているような形での予算編成になっていきます。

我々も、29年度に限らず、いわゆる4カ年戦略ということで、4年後、いわゆる中長期的な視点も当然踏まえながら、限られた予算の範囲内ですけれども、そういった将来につながる予算のお願いをさせていただいておりますので、そういう全体のバランスの中で、我々としては、一番最適な形での予算ということで御提案させていただいているということですので、池田委員の御意見もしっかり踏まえながら、今後取り組んでまいりたいと思っております。

○池田和貴委員 よろしく申し上げます。

○濱田大造委員 4点ほど質問いたします。

まず、35ページの子ども未来課さんに質問なんですけど、前も同じような質問したんですが、右側の5番のくまもと結婚応援市町村連携推進事業ですが、これは、国がこういう政策をするということですから、今県庁でいろんな知り合いとかに聞きましたら、県庁内で、例えば独身の職員に対して、はよ結婚せんかとか、今なかなか言えない雰囲気になっていると。一方で、国は、結婚しろ、市町村と連携して政策を組み立てろということなん

ですが、いまいち熊本県がどういう立場でこの政策を推進しているのかよくわからないんですが、今3分の1のカップルが結果的に離婚と。そういう中でこういう政策を県がやることによってリスクというのがあるのかなのか、その辺のお考えというのがどういう立場になるのか、教えてください。

あと、次に、56ページ、医療政策課に質問なんですけど、8番の医師確保総合対策事業なんですけど、これは、私の友人で小国でドクターやっている人間がいます、町立の病院で働いているんですが、もう働いて何年かになるんですが、何せ人が来てくれないと、ドクターが確保できないと。やめていく人間ばかりで、何とかちょっと県で本当に考えてほしいというふうに言われてまして、事情を聞きましたら、やっぱり田舎の町立病院とかに行きましたらキャリアアップにならないんですね。ならないで、40代でどうしようかなと。私立の大病院に入ったほうが給料がいいしと。キャリアアップにはならないけれども、田舎で、でも、人助けと。いろんなやっぱり苦悩があると思うんですが、今熊本県でそういう問題というのはどう考えているのか、教えてください。

次、57ページの10番目の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業についてお尋ねします。

これは、委員会で、去年、東北大学の医学部でこれに関するお話を聞いたわけですが、東北地域の情報ネットワークの構築に関して最新の取り組みをされているんですが、熊本県でもこれと同じようなことをやろうとしていると思うんですが、どの程度までのネットワークをつくるつもりで事業を行っているのか、教えてください。

あと、最後に、政策の中の話とはちょっとずれるんですが、昨年、蒲島知事が選挙の際に公約でも掲げていらしたと思うんですが、医療ツーリズムについて盛んに話されてたん

ですね。いろんな外国人の方も含めて、熊本で医療ツーリズムみたいなことをぜひやってみたいと。熊本県でそういう政策反映はどこまで検討しているのか、教えてください。

以上です。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課です。

結婚支援に対する県の考え方について御質問いただきました。

まず、本県においても、未婚率の上昇とか晩婚化が進んでいて、結婚しない人がふえることで少子化への懸念も考えられるところでございます。また、アンケートによりますと、いずれ結婚したいという方が多い一方で、実際には結婚できてないという方も見られます。

こうした中で、市町村で今独自に婚活イベントなどを実施されているところですが、本年度、県のほうと市町村で意見交換をしたところ、市町村だけでは広域で人を集められないですとか、県全体で機運醸成を図ってほしいという要望もございました。したがって、県としては、市町村がそういった直接的な婚活イベントを実施するものをバックアップするという形で、県民全体で結婚を希望する人を応援する取り組みに向けて機運醸成を図っていききたいというような考え方でございます。

また、その際には、今国のほうでも、結婚したくないと考えている人に無理やり結婚について言ったりすることは、セクハラとかパワハラに当たるということで、ガイドラインのほうも示されているところですので、結婚支援をしていく際には、そういった部分にも十分配慮した上で進めていきたいと思っております。

○松岡医療政策課長 まず、1点目の医師確保対策の関係で小国町立のお話がありました。医師の確保については、自治体病院初

め、小国公立以外からも、いろいろな御要望いただいております。委員がおっしゃった、いわゆる人手不足、医師が絶対数がもう足りないんだというようなお話も聞いて、県のほうとしては、自治医の派遣、あるいは、先ほど予算でも上げておりました修学資金の貸与によって、今後その地域で働く医師をふやしていきたい、いわゆる数、供給する部分の話、それと、できるだけやめないようにいただくというその環境整備の話、そちらの両面からやっているところでございます。

その供給のほうにつきましては、自治医の派遣のほか、寄附講座等を熊大のほうにお願いをしまして、常勤、非常勤の先生、教授、先生方を確保して、地域のその専門診療含めまして、人材派遣、医師の派遣をやっております。

先ほど言われました、いわゆるキャリアアップができないと。我々もその部分が一番大きな、難しい問題だろうと思っております。今後、いわゆる専門医制度というのが1年おくれで始まります。いわゆる専門医の資格を取ることが、いわゆる若い先生方含めて、そういった当然のキャリアを積むプログラムがないと、逆にますます地域で働く人が減るんじゃないかというような心配を、御意見たくさんいただいております。

熊大のほうと連携しまして、いわゆる地域医療の中でも専門医の資格が取れるようなプログラム、地域で勤務しながら指導医の先生のサポートも受けるというような工夫というのも今やっておまして、ただ、それが本当に、今後より高い専門性を求められる医師に対して、そのプログラムがどれだけ有効になるかというのは、我々も動きながら考えていく部分かなと思っております。

特に、働く先生方、できるだけ自治医についても義務年限終了後もしっかりと地域に残っていただく、地域で働いていただけるような環境づくりなり、当然それは県だけではな

かなかできませんので、市町村、あるいは関係団体、医師会とも連携しながら、やはり地域の課題を共有する場から、来年地域医療構想調整会議も各圏域でやりますので、そういった関係者が集まる機会を捉えて、いろんな地域の課題、問題共有というのを図って関係者で検討してまいりたいと思います。

それともう1つ、ICTの関係でございます。

現在、どの程度のネットワークを最終的に想定しているのかということでございますが、来年度予算では、先ほど申し上げましたように536、これは病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護事業所、地域包括支援センター等含めてでございますが、32年度までの事業のトータルでいきますと、2,482の施設をこのネットワークでつなげたいと考えています。

それと、最後にお話がありました医療ツーリズム、こちらのほうは、済みません、知事の話、現在の4カ年戦略等にはこういったキーワード入っておりません。県の施策として今進めているところではございませんですが、医療機関、熊本の医療は宝と知事は申し上げますけれども、そういった高い医療機能を県外、あるいは海外から来られる強みとして熊本のサービス強化等に生かしていけないかということかと思っておりますが、一応施策の中では今現在検討しているものはございません。

○濱田大造委員 了解です。

○池田和貴委員 地域医療の件で、今松岡課長の説明があったように、やはり地域医療に携わってくださる先生の供給量をふやしていくということ、これについては、もうしばらくするとその成果が出てくるんだと思うんですね。あとは、その地域医療に携わっていた先生が義務年限以後も残ってもらう対策、今

度は、これも非常に重要になってくると思うんですけども、いわゆる地域医療の供給については県は非常にやっていただいていたというふうに思うんですが、残す対策については、予算の関係等もありますし、僻地医療対策協議会みたいなところがあって、そういう皆さん方からのいろんな御提言があったんですけども、なかなか向こうが希望するようにはなっていないというような認識があるんですね。今そここのところはどういうふうになってるんですかね。

○松岡医療政策課長 僻地医療対策協議会、今年度は、済みません、まだ地震の関係もあってちょっとできていませんでした。関係医療機関の先生方、あるいは医師同士の会議というのと情報交換会がございますので、そういう場を通じて、県の施策の伝達、あるいはその地域の先生方の生の御意見を聞く機会という捉え方をしていますので、意見交換をしていきたいと思っておりますが、来年度、僻地医療計画も、新しく見直しといたしますか、策定することにしておりますので、また、来年度、そういう医療機関、先生方の意見をしっかりと聞いていきたいと思います。

○池田和貴委員 そこですね、すごく重要なところだと思うんですね。何か熊本県は、義務年限を終えて、もう出ていかれる先生方がかなり多かったというような御指摘もあつてますので、なるべくそういう方々が続けて地域医療に携わっていただけるように、ぜひ意見を聞いた上で、やれるところはしっかりとバックアップをしていただきたいということをお願いしておきます。

○岩本浩治委員 障がい者支援課にお聞きしたいんですが、障害福祉サービスの条例が国から出てきてということでございまして、継続支援A型事業は、大体、全国でも熊本は4

～5年前は1位、2位を争う障害者雇用があったんですが、ただ、異業種が参入してきてまして、100を超えたA型事業所があるのではないかと思います。そのときに、今回自立支援給付費から賃金を出してはならぬと。これはもう当たり前で、すばらしいことだと思うんです。ただ、社会福祉法人の場合は、行政の指導、監査がありますから、十分これには対応していくのではないかと。ただ、異業種参入のNPO法人とか株式会社等々が参入してきてまして、極端に言いますと、A型で1日1人当たり6,000、今金額わかりませんが、6,000円ぐらい入って、そして障害者にこの自立支援給付費の中から、例えば熊本県の最低賃金ですか、710何円ですか、それを2～3時間分をこの自立支援給付から払って、そして帰らせると。そして、残りの、例えば4,000円ぐらいが、そういういろんな事業所の収入になっていくと。こういう部分で非常にそういうの聞くんですね。株式会社でやっているところは、これだったらやれぬからやめるとか、だから、そういうのは大いにやめなさいよと、何のために障害者を雇用しているんですかということでも勧めておるんですが、やはり異業種、社会福祉法人以外の異業種にもどう周知徹底やっていくのか。

それと、賃金ということ、賃金ならわかるんですね、これはイコール雇用になりますから。ただ、その後に工賃というのが入っているんです。これはどういう部分で工賃というのを指すのか、ちょっとそこをお聞きしたいというふうに思うわけです。

それともう1点、よろしゅうございますか。

これは、先ほど里親の話が出ましたが、私も30年近く7人ほど自宅で子供を育ててきました。そのときに、ずっと思ってた一遍言うんですが、養護施設の調査書と同じように、好き嫌いありますか、布団はちゃんと自分で上げおろしますか、自分の部屋は掃除

しますかということで、一回も家庭訪問に来たことがなかった。ですから、兄相に家庭訪問ぐらいしなさいよと。そして、晩飯ぐらい一緒に食わな、その子供の状況がわからぬじゃないかということをしたことがあるんですが、現在はどういうふうになっているのか。

それと、ついでに言いますが、私ももう年になったもんで里親を3～4年前やめました。やめる理由は簡単だった。高校生を預かって就職までさせることで、就職先も寮に入れる格好でいきまして、3月の28日ぐらいに里親をやめますと。そして、29、30、31日は会社の寮に入れたり引っ越しさせたり、就職が1日ですから、入社が。それで、28日にしたら、3日分返してくれと言われたんです。29、30、31日分ぐらい返してくれと。ああ、いいよ、1日2,000円ぐらい、現金で返す言うたら、いや、これはもう何かで切ってますからということで、返納も、振り込みかなんかで返納したような感じがあるんですが、それでやめたんです、極端に言いますとね。年も年だし、やめたんですが、何か里親を進めていきながら行政的な区切りをちゃんとやっていく、かといって、そういうしゃくし定規の文書で生活状況はいかがですかとか、そのあり方はやっぱりちょっと今後変えていかなければならないんじゃないかなというふうに思ったもんで、ついでにお願いします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

A型事業所に関する御質問でございます。

委員御指摘のとおり、規制緩和によりまして、営利企業、あるいは一般社団、いろいろな法人の形態が運営する事業所がふえております。

今回条例改正するのは基準条例の改正でございますので、これだけは守らなくてはいいけ

ないという基準でございます。そういうことから、今回の設定しました基準に基づきまして、事業所については実地調査をすることになります。国のほうでは、2年に1回は実地指導をするようにというふうに通達が来ておりますので、それに基づいて実際に調査をいたしまして、もし事業収益からではなくて公費のほうから賃金などを支給していた場合は、指導によって改善するようにしてまいります。指導に従わないようであれば、その次の段階として改善のための勧告ですとか、勧告にも従わないようであれば措置命令とか、そちらのほうに進んでいくものというふうに考えております。

賃金と工賃についてでございますが、委員御指摘のように、A型事業所については、就労の契約をした上でそこで働くということがありますので、基本的には賃金でございます。工賃については、B型事業所などの場合支給するものを工賃と呼んでおりますが、これは国の基準に基づいて県の基準条例も改正したところでございまして、国のほうでは、地域生活支援事業で、昔でいいますところの小規模作業所についても(2)のほうで規定しているところでございますが、こういったところも含めて賃金、工賃というふうに言っているところでございます。

以上です。

○富永子ども家庭福祉課長 里親についての御質問をいただきました。

委員から、非常に事務的な支援ではないかというようなところもあったかと思うんですけども、現在、児童相談所におきましては、里親担当職員、それから里親委託等推進員というのを配置しております。また、各児童福祉施設、ほぼ全ての児童養護施設でございますけれども、里親支援専門相談員という形で、里親さんの御相談に乗ったり、里親宅に訪問したりということ活動を広げている

ところでございます。また、里親支援員、それから里親委託等推進員等を中心に、月に1～2回程度関係機関の連携会議等を開いております。どのような対応をしているのかどうか等についても研修、研さん等を進めているところでございます。

できるだけ里親の支援については十分にしていきたいというふうに思っておりますので、研修等も重ねまして、訪問等の回数をふやすなど図っていききたいとは思っているところでございます。

○岩本浩治委員 できるだけ家庭訪問を里親家庭にもしていただいて、実際のその子供がどういう状況の生活をしているかというのを見ていただければと思うんですよね。非常に児相あたりも頑張っていると思います。ただ、やっぱり訪問回数が少ない。逆に、私もやんちゃな子供をずっと何回も預かってきたんですが、学校の先生のほうが一生懸命家庭訪問する。うちの家を出て学校におろしたらすぐおらぬごとなったり、学校の先生がずっと一日中探したり、そういうのを連絡して、もうなかなかやっぱり対応ができない部分がありましたので、そういう会議ばかりじゃなくて、実際、その子供の状況を家庭訪問してみただいて、あとは、学校との連携とかいのを密にいただければと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 若年性認知症の件で聞きたいことが。ずっと私も若年性認知症とかかわりを持ちながら今までいろんな質問もしてきておりますけれども、その中で、今回、若年性認知症の方が社会参画するためのプログラム開発に関して予算がついているわけなんですけれども、具体的に、この若年性認知症の

社会参画に向けたプログラムというのは、何か熊本県もやっているんだけど、よその県で、社会復帰、社会参画ができたような事例だとかいう、何かあってこういう形で恐らくプログラムをつくっていかうと考えられているんだらうと思うので、何かあればちょっと聞かせていただければと思います。

○松尾認知症対策・地域ケア推進課長 藤川委員の御指摘、御質問についてでございますが、今回の24ページの(8)の新規事業でございますけれども、これにつきましては、基本的には県内3つぐらいの、県北、県央、県南にある事業所で受け入れ実績がたくさんございますので、そこを基点に、圏域にございます受け入れを希望の事業所さんにいらっしゃる若年性認知症の方々の個別支援を行いたいということです。

これについての経過といいますのは、やはり受け入れ事業所を拡大しようとする中で、どうしても個別支援のノウハウ、あるいはその社会参加、社会参画等、また、就労するための具体的、個々本当に具体的な新プログラムというのが実は全国的にも余り見られてませんでした。ただ、そういう中で、各事業所からの要望としては、そういったものがあるとなれば非常に受け入れ事業所の拡大にもつながるし、さらに、県内でも普及が早まるだろうということで、今回のこの事業に踏み切ったところでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。私も診てるんだけど、私が診てるのは、どっちかというと、若年性認知症の中でもある程度進んだ方を診てるもので、早期の方をどうやってピックアップして、その中でいかに社会に適応させるか。もともとこの認知症自体が今治るような治療薬があるわけではなく、進行をとめる薬しかないの、どうやって折り合いをつ

けながら、その中に作業療法含めた社会参画させながら進行をどうやって抑えていくかという恐らく話だろうと思うんですけども、その中で、この今3つの事業所一生懸命やられている、どういう事業所か大体わかるんですけども、そこと一緒になってやられることは極めて大事なことだろうと思うので、やっていただきたいんですけども、いろんなトラブルとかいろんな問題点とか、恐らくいろいろ出てくると思います。だから、逆に言うと、そういうのを拾い上げていただいて次に生かしていくような形で、きちっとしたプログラムをつくってもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点いいですか。ちょっともう時間もあれなんだけど、どうする、切る。

○浦田祐三子委員長 続けてお願いします。

○藤川隆夫委員 42ページの産前・産後母子支援事業の中で、実は妊婦健診を受けなくて出産した方のフォローアップのために、医療機関に相談員を置くという話なんですけれども、逆に言うと、この県下にそういうふうな方というのはどの程度今毎年いるのかということと、この方々の、さっきのこども食堂と同じなんですけれども、健診を受けられなかった事由とか何かがわかれば教えてもらえませんか。

○富永子ども家庭福祉課長 済みません、今手元に妊婦健診を受けずに出産に至ったというのがありますが、産科医療機関に行かれて助産の制度を利用された方というのは、年間10件程度ということでございます。女性相談センターに相談がある件数としましては、済みません、それもちょっと……。

○藤川隆夫委員 それは後でじゃあお願いします。

じゃあ、ちょっと違う話にしましょうか。

DVの話が載っていますね、子ども家庭福祉課のほうで。DV関係の総合支援の中で、加害者と同じ地域で暮らす被害者をどうやって支援していくかという話なんだろうと思う。これは極めて難しい話だろうと私は思うんですね。やっぱり被害者は加害者と同じ地域にいたくないだろうし、同じ空気も吸いたくないと思うんですね。それを同じ地域で一体どうやって支援していくのかというのが、具体的にどうされるのかちょっとわからなかったもので、教えていただければ。

○富永子ども家庭福祉課長 DVの被害者につきましては、一時保護をされる場合に、一時保護をされた方の約4割の方は地元に戻ってくるという状況でございます。それは、やはり、もとあった仕事を確保したいということ、それから子供の学習環境を維持したいというようなことで地元に戻ってくるという状況が、実は約4割あるということでございます。

毎年、DVの被害に遭われた方、また、私どもの関係機関会議の中でも、いろいろな支援機関の方がおっしゃっているんですけども、逃がしてはいるんですけども、被害者はなくなる、加害者がなくなる限り、被害者はなくなる状況だ、被害者を逃がすだけではなく、どのような支援ができるのか、もっと具体的な支援をしたいですというふうなお話がありました。

その中で、地域に戻ってきたときに、被害者をできるだけエンパワーメントする、バックアップするような体制をとりたいと。例えば、離婚届を出すとき、被害の届けを出すとき、それからきちんと養育費を確保したいとき、そのようなときに、弁護士さんとの相談に同行支援に行くとか、書類の書き方を一緒に書いて書類を書くであるとか、就労の支援をするだとかということ、被害者のエンパ

ワーメントするというところに力点を置いて支援したいというふうに思っているところでございます。

○藤川隆夫委員 今の話わかったんですけども、最近、加害者のほうの状態というか、もう危害を加えるほうですよ、加害者のほうがエスカレートしていったって、最終的には殺人まで至るといった話がいろんなところで実は聞こえてくる。そういう中で、バックアップするといっても、ある意味限りがあるじゃないですか。だから、そこのすきを突かれたらどうしようもない部分もあろうかと思えます。だから、制度としてはいいんですけども、逆に言うと、加害者に対しても、もっと違うような方法で、被害者に近寄れないようなことをやっぱり考えていくべきだろうと思うんですよ。被害者は当然守らなければいけない。だけど、加害者に関しても、ある程度の制限をかけるような施策をやっぱりやっていかないと、これは国のほうでやらないといけない話なんでしょうけれども、そういうふうなところまでやっていかないと、なかなかここは難しいのかなと思うので、これから実証実験されるので、それもやはりいろんなデータを収集されながら、被害者が安心して暮らせるような状況をつくっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○岩下栄一委員 薬務衛生課。臓器移植コーディネーター人材育成事業というのがありますけれども、私と藤川先生は、ライオンズクラブ、いわゆるライオンズクラブ国際協会が献血、献眼、献腎、臓器移植の推進運動を行っているわけです。そういう中で、患者と提供者の間をつなぐコーディネーターの役割というのは非常に大きいんですけども、以前は日赤に1人おられるだけということでしたけれども、その後の状況はどうなんですかね、

コーディネーターの。

○大川薬務衛生課長 御質問の件に関しまして、日赤のコーディネーターは現在も変わっておりません。その方が、ずっと県のコーディネーターということでやっていただいております。ただ、ずっとというわけにもいきませんので、後任者の育成にも努めておりました。そのために、日赤の社会課の職員を1名、その方の後のコーディネーターになれるように、今ネットワーク協議会あたりの研修に派遣をして養成を行っているところでございます。

○岩下栄一委員 助かる命、あるいは見えない目が見えるというのは、やっぱり非常に大事な問題であると思います。それと、あと、臍帯血移植とか骨髄移植とか白血病に対しての治療がありますけれども、骨髄バンクが今あるかどうかわからないけれども、骨髄提供者が例えば県庁職員の人だったら、県庁を3日か1週間ぐらい休まんといかぬ、そういう休業に対する措置といたしますかね、そういうのはあるんですかね、熊本県の場合は。

○大川薬務衛生課長 県職員の場合には、骨髄を提供する場合は特別休暇という制度がございます。また、他県においては、企業に対して休んだ分の給与の補助とかを行っているところがあるとは聞いております。

○池田和貴委員 障がい者支援課にちょっとお尋ねしたいんですが、51ページに発達障害者福祉費で3点計上されています。北部が、多分これは大津にあるんですね。南部が八代にありますよね。どうも私の地元の天草からは、どっちも2時間以上かかるので、いわゆる90分構想もできとらぬとに、これはさらに遠かよなという話もあるわけですよ。地元からすると、やっぱり先ほど説明にもあった

ように、身近な地域で対応できるような体制を整えてほしいのではないかという要望もあるんですけども、その辺はどうですかね。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

天草地域に関しては、南部のセンターが支援を行っております。確かに、地理的な問題というのはございますが、センターのほうからアウトリーチで出かけるということもかなりやっておりますし、発達障害の診療に関しては、28年度から苓北町の慈恵病院のほうに南部の発達障害者支援センターから心理士を派遣いたしまして、発達検査ですとか生活歴の聞き取りですとか、インテークの部分で南部のセンターがやった上で慈恵病院のドクターが診察をするというふうな、そういった支援も28年度から始めたところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。いろいろ改善をしていただいているみたいなので、民間の方も一生懸命そちらのほうに取り組もうとされているところもあるので、そういう民間の力も活用しながら体制をつくっていただくようお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

○浦田祐三子委員長 これで質疑を終了したいと思います。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第35号、第52号、第60号から第63号、第76号及び第77号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第33号外8件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外8件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第23号を議題といたします。

請第23号について執行部から状況の説明をお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

この請願につきましては、国に対して精神障害者への交通運賃割引の適用を働きかけるよう求める意見書の提出を求めるものでございます。

現在、JR各社や大手私鉄16社などでは、身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度が、精神障害者には適用されていないという状況でございます。

このため、県といたしましても、毎年、九州各県や政令市と連名で、JR九州に割引制度の適用について要望を行っております。また、国に対しても、毎年、他の都道府県と共同で、鉄道事業者などへ運賃割引制度の適用について働きかけるよう要望を行っているところでございます。

なお、西鉄が、大手私鉄では初めて、来月から、精神障害者にも鉄道運賃の割引制度を適用するとの発表をしておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明につきまして質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第23号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第23号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、請第23号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第23号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付をさせます。

（意見書案配付）

○浦田祐三子委員長 ただいま配付いたしました意見書案は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようでございますが、ごらんのとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書案を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課で

ございます。

まず、私のほうからは、報告事項①熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について御説明をしたいと思います。

こちらのほうの報告事項の1ページをお開きください。

では、説明をさせていただきます。

1、目的をお願いします。

本県のやさしいまちづくりにつきましては、平成7年3月にやさしいまちづくり条例を策定いたしまして、それに基づき、やさしいまちづくり推進計画をつくり、計画的に事業を進めてまいりました。

具体的には、平成7年に第1期計画を策定し、これまで3期21年にわたり幅広い分野で事業を実施し、ハード、ソフト両面にわたる取り組みを進めてまいりました。現行の第3期計画が本年度末で終了するため、昨年度におきましては、次期計画の策定に向け、策定専門委員会等を設け、準備を進めてきました。しかし、昨年4月の熊本地震により、今後数年は、被災者の生活再建支援や社会基盤の復旧、復興に最優先で取り組まなければならない状況にありますので、計画の策定スケジュールや内容を見直す必要が生じました。このため、熊本地震からの復旧、復興において、早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入するために、やさしいまちづくり推進指針として策定作業を進めております。

2の概要をお願いしたいと思います。

その中の(2)特徴について御説明差し上げます。

この特徴につきましては、これまでの計画との違いでございます。

記しておりますとおり、①震災復興の取り組みにやさしいまちづくりの視点導入を推進すること、②障壁除去の施策への重点化によりバリアフリー化を促進すること、③昨年4月に施行された障害者差別解消法の理念をやさしいまちづくりの施策へ反映すること、こ

の3点がこれまでと違った取り組み、特徴と
考えております。

(3)をごらんください。

(3)に具体的な推進の方向性を記して
おります。具体的には、障壁除去を推進する
ために、5分野63施策に重点的に取り組む
こととしております。

推進方向の1、意識・行動上の障壁除去
として、ヘルプマークの普及、導入など12
施策、推進方向の2、移動・施設利用上の
障壁除去として、多くの人が利用する建
築物の整備など17施策、推進方向の3、
情報提供・コミュニケーションに関する障
壁除去として、情報提供サービスの充実
など6施策、推進方向の4、生命財産を
守るための障壁除去として、災害時に
おける避難支援体制の整備など17施策、
推進方向の5、社会の一員として能力を
発揮するための障壁除去として、障害
者、高齢者の就労支援の充実など11
施策を体系的にまとめております。

(4)その他に記してありますとおり、
指針の対象期間は平成29年度から31
年度の3カ年とし、復旧・復興4カ年
戦略と連動して進めていきたいと考
えております。

3の策定までのスケジュールをお願い
いたします。

これまで外部委員で構成しますやさ
しいまちづくり推進協議会及び協
議会の中に設置しました専門委員
会を開催し、御意見から素案の作
成を進めてまいりました。

本日は、ちょっと素案については
まだ策定中ですので、お示しでき
ておりませんが、今後お示しでき
るような段階になりましたら、ま
たお示したいと思っております。

今後の予定といたしまして、5
月にパブリックコメントを実施し、
改めて6月議会で成案を御報告
の上、7月に策定、公表したいと
考えております。

なお、次のページ、その3ページ
目にA3

の表をつけております。

こちらのA3の表、3ページにつ
きましては、現行のやさしいまち
づくり推進計画と今回の指針の
施策体系の比較を行っております。

報告事項1の熊本県やさしい
まちづくり推進指針の策定につ
いては以上でございます。中間
的な今の策定状況の報告とお考
えいただければと思います。

次に、2項目めの、こちらの
ほうの熊本地震の概ね3カ月
間の対応に関する検証報告書
(案)について御説明申し上げ
たいと思っております。かなり
分厚い資料になっています。

資料は、こちらのほうの1
ページ目をお開きください。

この案件につきましては、昨
年の12月の厚生常任委員会で
中間取りまとめについて御報
告申し上げたものです。

概要について簡単に御説明
申し上げます。

このA4の縦の資料をお願い
いたします。

1番目と2番目、趣旨・目的、
検証項目については、前回と
大きな違いはございません。

3の中間報告からの主な追加
内容をごらんください。

中間取りまとめから何が
変わったかと申しますと、
県民アンケートの内容を反映
しましたこと、市町村に意
見を照会いたしまして、
また、市町村からのヒア
リング結果等を最終報告
で反映したこと、この2
点が大きな変更点でござ
います。

4の検証の流れについて
ごらんください。

今回配付しているものが、
これが最終報告の案とな
ります。まだ案の段階で
ございますので、若干の
微修正を今行っている
段階でございます。

3月末までに最終報告
として取りまとめ、県
庁のホームページに掲
載する予定です。

29年度におきましては、
検証結果をもとに、
県防災計画等を改正
することとしており

ます。

また、この検証自体が、発災後3カ月間対応に関することですので、発災4カ月から1年までの取り組みの検証を来年度することとしております。

次に、1ページおめくりいただいて、検証内容について御説明差し上げます。

A4横の資料をお願いしたいと思います。

検証の概要を記載しております。これにつきましても、12月の厚生常任委員会で報告差し上げたものから大きな変化はございません。

大きな趣旨については、前回私が12月に説明させていただいたものと大きくは変わっておりません。

健康福祉部の関連の事項につきましては、黄色の四角囲みをさせていただいております。12月の常任委員会で説明しました内容と重複いたしますので、項目のみを簡潔に説明差し上げたいと思います。

まず、1ページ目には、医療救護体制のことに関して記しております。ここで見ていただくと、一番左の列が評価できる事項、真ん中が課題、一番右側が改善の方向性と書いております。この改善の方向性を地域防災計画などの今後の施策に反映していくこととしております。

次の2ページ目をお開きください。

次のページが、かなり多くございまして、避難所運営に関すること、物資調達に関することを記載しております。

3ページ目には、被災者の心のケア、災害ボランティアに関することを記載しております。この内容について、一つ一つ報告いたしますと何十分もかかりますので、前回、中間取りまとめでかなり詳しく目に説明させていただきましたので、本日の説明は割愛させていただきます。申しわけございません。

4ページ目をお願いします。

4ページ目には、応急仮設住宅、みなし仮設住宅に関することを記載しております。

そして、7ページ目に、被災施設に関することを記載しております。

先ほど説明しましたが、今回の検証結果を踏まえ、改善の方向性に記しておりますように、各種マニュアルの作成や見直し、研修、訓練等の実施等を進めてまいりたいと思います。

私たち、これまで、防災体制については、台風の常襲地域であったり、数年に1回大きな災害がっておりますので、全庁挙げて、市町村の方に対しては、研修会を開催したり、マニュアルをお示ししたり、訓練を実施したり、大体梅雨前には年1回か年数回研修等を実施しております。しかし、今回の熊本地震で、我々が感じた課題、市町村からいただいた御意見、特に、今回は、障害福祉団体の方、障がい者支援課と一緒に意見をしっかり承っております。中には厳しい意見もあり、これまでの教訓が生かされてないとかいろいろ厳しい意見をいただいております。それはしっかり受けとめた上で、そのことにつきましては市町村にもお伝えし、意識の共有を図って、不断の取り組みとして、市町村と一体となって、防災体制の見直しを進めていきたいと考えております。

報告事項の2番目の熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告について、以上でございます。

○松岡医療政策課長 資料は、先ほどの最初の資料の報告事項、薄いほうの資料にお戻りいただいて、5ページをお願いいたします。

地域医療構想の策定について御報告いたします。

前回、12月の常任委員会でも御報告いたしましたので、それ以降の動きについて簡単に説明いたします。

5ページの資料の下から5行目あたりとな

りますが、1月から2月にかけて、11圏域の地域保健医療推進協議会において御審議いただいております。2月には、パブリックコメントや医療審議会への諮問、関係団体への意見聴取等を行いました。パブリックコメントでは、計5件の意見をいただいておりますが、字句、表現の修正について一部反映しております。

今後の予定としましては、県の保健医療推進協議会への報告、医療審議会からの答申等を経て、今月末には決定、公表をしたいと考えております。

構想の御報告は以上でございます。

○高水国保・高齢者医療課長 今の資料の続きで、7ページをお願いいたします。

平成30年4月実施の国民健康保険制度改革の概要と改革の方向性、現在の取り組み状況について御報告申し上げます。

国民健康保険は、現在市町村が個別に運営をしており、被保険者の年齢が高く、医療水準が高い、小規模保険者が多いといった構造的な課題を抱えております。このような構造的な課題を解決するために、今回の制度改革が行われます。

改革の柱は2つございまして、1つが、国による財政支援の拡充、それからもう一つが、県も保険者となり、国保の運営に中心的な役割を果たすということでございます。

右の図にありますように、改革後は、県と市町村との共同運営となります。

改革後の役割分担でございますが、県は毎年医療費の支払いに必要な給付費の総額を推計し、市町村ごとの国保事業費納付金とその納付金を賄うために必要となる標準保険料率を市町村に示します。一方、市町村は、標準保険料率を参考に保険料率を定め、集めた保険料をもとに県に納付金を納めることとなります。

県が示した標準保険料率どおりに賦課する

ことで、基本的には市町村において一般会計からの法定外繰り入れをしなくて済む、そういった仕組みになるものでございます。

また、県と市町村が共同運営を行うに当たりまして、県は統一的な国保運営方針を策定し、市町村事務の標準化、効率化、広域化を推進します。

一番下の図をお願いいたします。

改革後の保険料の考え方を示しております。

本県の現状といたしましては、1人当たり医療費は市町村間で約2倍の格差がございまして、全国的にも格差が大きい状況にございます。医療費水準の格差が大きいまま保険料水準の統一を行いますと、市町村における保健事業などの取り組みのインセンティブが弱まりまして、県全体の医療費の増加につながるおそれがあることから、県では、医療費水準に応じた保険料率とする予定でございまして、

よって、当面は、地域の実情を踏まえ、保健事業や医療費適正化の取り組みを推進し、将来的に医療費水準の平準化がなされた段階で保険料水準の統一を目指すことといたしております。

裏面の8ページをお願いいたします。

本県におけるこれまでの準備状況と今後のスケジュールを項目ごとに示しております。特に、財政運営の中心となる納付金と標準保険料率については、これまでの試算結果を踏まえ、本年9月には算定方法を決定し、来年1月には、平成30年度の納付金と標準保険料率を確定させる予定でございまして、

また、国保運営方針につきましては、これまでの市町村との協議の結果、大部分の項目で協議が調っております。

今後、運営方針の素案を取りまとめ、国保運営協議会への諮問、答申、パブコメを経て、12月議会において改めて内容を御報告させていただきます、来年1月に国保運営方針を策

定したいと考えております。

平成30年4月の都道府県移行まで残り1年となりました。引き続き、市町村としっかり協議をしながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

国保・高齢者医療課の報告は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、報告に対する質疑を終了いたしたいと思えます。

ここで私のほうから、12月の委員会におきまして取りまとめを御一任いただきました「平成28年度厚生常任委員会における取り組みの成果」につきまして、お手元に配付のとおり案を作成いたしましたので、御説明をいたします。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起されました要望、提案等の中から取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等につきましては、副委員長及び執行部とで協議をし、当委員会としては7項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議によりまして、取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等につきましても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 ないようでしたら、この案でホームページへ掲載をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他で委員から何かございませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後0時34分閉会

○浦田祐三子委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日、4名出席をされております。

4名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますので、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、お一人ずつ、一言ずつでもよろしいので、お声かけをいただければと思えます。

まずは、松永子ども・障がい福祉局長。

（子ども・障がい福祉局長、認知症対策・地域ケア推進課長、障がい者支援課長、病院局総務経営課長の順に退任挨拶）

○浦田祐三子委員長 御苦労さまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、私のほうからも一言御挨拶を申し上げたいと思えます。

この1年間、増永副委員長とともに、円滑なる委員会運営をと思ひまして努めてまいり

ましたが、無事に1年間過ごすことができましたのも、各委員の先生方の温かい御支援、御協力のおかげさまだというふうに思っております。本当にありがとうございました。

そしてまた、健康福祉部・古閑部長、病院局・永井病院事業管理者を初め執行部の皆様方にも、常に丁寧な説明と御答弁をいただきました。特に、ことしは、年度当初に熊本地震ということで、本当に経験したことのない災害に遭ったわけでございますけれども、誠実に対応していただきましたし、また、本当に現場でのさまざまな声を積み上げていただきまして御対応いただきましたことに、厚く感謝申し上げたいというふうに思っております。

先ほど、古閑部長の御挨拶もありました、県民のサービスに直結している部署だというお話ございました。まさしくそのとおりだというふうに思っております。これからこの地震の課題が、地震を経験いたしまして、さまざまな課題、問題点がはっきりと見えてきたのではないかと思いますので、今後も引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、先ほど御挨拶をいただきました、この3月をもって引退されます松永局長、そして松尾課長、井上課長、清原課長、4名の皆様方におかれましては、長い間本当にお疲れさまでございました。この県庁を去られましても、県民の1人とされまして、熊本県の発展のために、引き続き御尽力を、お力添えをお願いするとともに、今までの御経験と知識を生かされまして、新たな場所での御活躍をお祈りいたしたいと思っております。

以上で私からの御挨拶とさせていただきます。また、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

次に、増永副委員長からも一言お願いいたします。

○増永慎一郎副委員長 2回目の厚生常任委員会の副委員長ということで、浦田委員長初め委員の皆様方、また、古閑部長、永井管理者を初め執行部の皆さん方のおかげで、無事に大役を果たせることができました。

ことしは、地震ということで思いがけない経験をさせていただきました。また、健康福祉部がかなりこの地震対策を担うということで、私にとりましても非常に勉強させられた1年でございます。

今後とも、ことし1年審議をしたことを自分の肥やしにしながら、県政発展のために、頑張っていきたいというふうに思っております。

今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○浦田祐三子委員長 以上で終了いたします。

皆様大変お疲れさまでした。お世話になりました。

午後0時36分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長